

## 別紙 1

## 主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 7-1-7 9-1-20 28-1-8	第 2 編 7-1-7 9-1-20 28-1-8	酒類の製造又は販売業免許、蔵置場の設置許可に係る取扱官庁について、税務署長限りで処理が完結するものを見直し、その具体的範囲を明確にした。